

証券コード 4386
2026年6月11日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番1号

株式会社SIGグループ

代表取締役社長 石川純生

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.sig-group.co.jp/ir/shareholder/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第35期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。）

また電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SIGグループ」又は「コード」に当社証券コード「4386」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東
東京都新宿区市谷本村町4番1号
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封紙
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

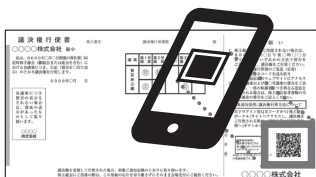
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

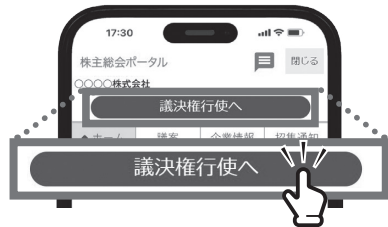
インターネット行使期限
2026年6月25日(木) 午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	【再任】 石川純生 (1938年7月18日)	1962年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 1991年6月 住金制御エンジニアリング株式会社（現キャンノンITソリューションズ株式会社）常務取締役 1991年12月 当社取締役 1993年4月 当社代表取締役社長（現任） 2000年3月 アディ株式会社代表取締役社長 2014年4月 株式会社RMA代表取締役社長 2021年4月 株式会社SIG代表取締役社長 2025年4月 株式会社SIG代表取締役会長（現任）	129,500株
2	【再任】 八田英伸 (1960年10月9日)	2001年10月 株式会社ビジネスブレイン代表取締役社長 2005年12月 当社専務取締役 2023年3月 株式会社アクト・インフォメーション・サービス取締役（現任） 2023年6月 当社代表取締役副社長管理部門担当（現任） 2024年3月 ユー・アイ・ソリューションズ株式会社取締役（現任） 2025年4月 株式会社エイ・クリエイション取締役（現任）	289,040株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	【新任】 なか つか はじめ 中 塚 肇 (1961年10月30日)	1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2000年1月 同社ゼネラルビジネス事業営業部長 2006年1月 同社エンタープライズ事業サービス事業統括部長 2010年7月 同社グローバルビジネスコンサルティングアソシエイトパートナー兼Oracle担当事業部長 2012年1月 同社IBMコンサルティングアプリケーションマネージメントサービス理事 2014年1月 同社IBMコンサルティング流通事業消費財担当理事・パートナー 2023年7月 日商エレクトロニクス株式会社（現双日テックイノベーション株式会社）取締役・専務執行役員（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 候補者中塚肇氏が選任された場合は、2026年7月1日付で取締役に就任する予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏 名	候補者が有する専門性・経験							
	企業経営	営業・ マーケティング	技 術	M & A	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ コンプライアンス	人 事 ・ 労 務 ・ 人材開発	サステナ ビリティ
石川 純生	○	○	○	○			○	○
八田 英伸	○		○	○	○	○	○	○
中塚 肇	○	○	○					
平林 尚人				○		○		
中山 英志				○	○			
青木 喜彦				○	○			

※上記の一覧は、各氏の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が継続する中、個人消費や企業収益に一定の持ち直しがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、海外経済を巡る不確実性や金融政策の正常化に伴う金利動向、為替相場の変動等に加え、物価上昇の継続によるコスト負担の増加など、経済環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、企業のICT投資は引き続き底堅く推移しており、とりわけ事業競争力の強化や業務変革を目的としたDX（デジタル・トランスフォーメーション）関連投資は、クラウド、セキュリティ、生成AI等の分野を中心に高度化・多様化が進展しております。一方で、IT人材不足の深刻化や案件の高度化に伴う開発体制の確保が課題となっており、サービス提供力や人材戦略が企業間競争力を左右する局面に入りつつあります。

このような環境の中、当社グループのシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の各分野において、人材の確保が難しい状況にありましたが、既存顧客案件が順調に推移し、新規受注の獲得も着実に進んだほか、前連結会計年度末に子会社化した株式会社エイ・クリエイションの貢献がありました。その結果、売上高は好調に推移しました。

システム開発売上高は、既存顧客案件の拡大と子会社化した会社の寄与の結果、7,796,263千円（前期比30.9%増）となりました。

インフラ・セキュリティサービス売上高は、既存顧客を中心とした案件が安定的に推移した結果、3,081,031千円（同9.6%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高10,877,294千円（前期比24.0%増）となりました。損益面では、子会社の増加による経費の増加、のれん償却額の増加や従業員の待遇改善による人件費の増加等により営業利益751,524千円（同28.7%増）となったものの、保険解約返戻金の減少や支払利息の増加により経常利益777,076千円（同18.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益482,345千円（同0.4%増）となりました。

なお、当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

事業別売上高

事業区分	第34期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第35期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
システム開発事業	5,957百万円	67.9%	7,796百万円	71.7%	1,839百万円	30.9%
インフラ・セキュリティサービス事業	2,812	32.1	3,081	28.3	268	9.6
合計	8,769	100.0	10,877	100.0	2,108	24.0

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (2025年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	5,418,192	6,906,811	8,769,202	10,877,294
経常利益 (千円)	457,235	357,166	653,750	777,076
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	301,792	239,280	480,567	482,345
1株当たり当期純利益 (円)	53.51	42.33	84.73	84.48
総資産 (千円)	4,277,399	4,581,582	5,815,638	6,029,464
純資産 (千円)	1,897,801	2,061,553	2,451,315	2,811,841
1株当たり純資産 (円)	336.18	364.37	431.60	491.14

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (2025年3月期)	第35期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	971,817	903,055	879,037	851,469
経常利益 (千円)	277,838	278,605	316,827	484,292
当期純利益 (千円)	258,623	291,243	308,188	465,978
1株当たり当期純利益 (円)	45.86	51.52	54.34	81.61
総資産 (千円)	2,853,169	2,967,317	3,859,028	4,047,208
純資産 (千円)	1,687,755	1,908,300	2,120,690	2,460,628
1株当たり純資産 (円)	298.97	337.28	373.39	429.80

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社SIG	100,000千円	100.0%	システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業
株式会社アクト・インフォメーション・サービス	30,000千円	100.0%	システム開発事業
ユー・アイ・ソリューションズ株式会社	10,000千円	100.0%	システム開発及びインフラサービス事業
株式会社エイ・クリエイション	30,000千円	100.0%	システム開発事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社エイ・クリエイション
特定完全子会社の住所	東京都千代田区鍛冶町二丁目7番14号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	902百万円
当社の総資産額	4,047百万円

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社が事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点

によるＩターン、Ｕターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。

また、事業拡大のための人材及び新たな技術の確保を目的として、M&Aを積極的に進めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 新規事業領域の創出と既存領域の強化への取り組み

ＩＴ技術の革新的かつ急速な技術進歩に対応するには、知識やノウハウを属人化せずにＡＩ、クラウド、セキュリティなどの各専門技術の連携強化が必要になります。また、昨今の人手不足を背景として、拠点間の業務量や技術領域の偏りをなくし、全社的な効率化を図ることも課題となっております。

当社では、連結子会社である株式会社ＳＩＧに設置した先端技術推進センター（Innovative Technology Advancement Center：ITAC）を全社横断の技術連携基盤として位置付け、先端技術の調査・検証、技術ノウハウの蓄積および拠点横断的な人材・技術連携を推進してまいりました。

加えて、ＩＴＡＣの活動成果を事業成長に直結させるため、クラウド、ＡＩ、セキュリティを中核技術とする「クラウドＡＩイノベーションセンター（Cloud AI Innovation Center：CAIC）」を新設し、実案件への適用や横展開を通じた新規事業領域の創出および既存事業の高度化を推進しております。

ＩＴＡＣによる全社的な技術探索・連携機能と、CAICによる事業実装・収益化機能を両輪とする体制を構築することで、技術力を競争優位性へと転換し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
システム開発事業	<p>当社グループは、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービス業向けの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装置向けの組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しております。</p> <p>情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業務の内容や目的に応じた企画の提案、ハードウェア、ソフトウェアの選定、システムの開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。</p>
インフラ・セキュリティサービス事業	<p>当社グループは、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器構成に留まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構築から導入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実績とノウハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しております。また、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や両技術に精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで数多くの導入実績があります。</p> <p>セキュリティサービスでは、大手エネルギー企業グループのセキュリティ診断、セキュリティインシデント対応チームの活動をはじめとした業務受託やセキュリティホール探索、実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーションテスト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、その設計・構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

株 式 会 社 S I G	本社 (東京都千代田区)、クラウドビジネスセンター (神奈川県横浜市神奈川区)、酒田事業所・酒田開発センター (山形県酒田市)、仙台事業所 (宮城県仙台市青葉区)、甲府事業所 (山梨県甲府市)、名古屋事業所 (愛知県名古屋市中区)、金沢事業所 (石川県金沢市)、福井事業所 (福井県福井市)、関西事業所 (大阪府大阪市西区)、九州事業所 (福岡県福岡市博多区)
株式会社アクト・インフォメーション・サービス	東京都港区
ユー・アイ・ソリューションズ株式会社	東京都千代田区
株式会社エイ・クリエーション	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
787 (21) 名	42名増

(注) 1. 使用人数は就業人員（企業集団から社外への出向者を除き、社外から企業集団への出向者を含む。）を記載しております。

2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (7) 名	2名増	41.2歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	597,848千円
株式会社三井住友銀行	597,848
株式会社みずほ銀行	240,008

(注) 1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000,000千円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を取引銀行3行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は300,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,941,140株
- (3) 株主数 3,869名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 I G カ ン パ ニ ー	1,624,700株	28.37%
八 田 英 伸	289,040	5.04
株 式 会 社 バ リ ュ ー H R	267,000	4.66
株 式 会 社 め 利 彦	216,000	3.77
迫 田 敏 子	176,400	3.08
株 式 会 社 テ プ コ シ ス テ ム ズ	156,000	2.72
石 川 純 生	129,500	2.26
株 式 会 社 オ フ ィ ス エ ム エ ス イ ー	120,000	2.09
木 村 倉 男	99,600	1.73
新 堀 哲 之	81,300	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を216,060株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	6,700株	2名

- (注) 上記のほか、当社執行役員及び当社子会社取締役に対し、職務執行の対価として、19,100株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は7,920株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	石 川 純 生	株式会社S I G 代表取締役会長
代 表 取 締 役 副 社 長	八 田 英 伸	管理部門担当 株式会社アクト・インフォメーション・サービス 取締役 ユー・アイ・ソリューションズ株式会社 取締役 株式会社エイ・クリエイション 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	平 林 尚 人	あかつき総合法律事務所 株式会社レジャラス 監査役 DXO株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 山 英 志	中山英志公認会計士事務所 代表 株式会社MAYA TECHNOLOGIES 社外監査役 株式会社S I G 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 木 喜 彦	あいわ税理士法人

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 平林尚人氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 中山英志氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 青木喜彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、各監査等委員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、故意又は悪意に起因する損害賠償請求は填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）、監査役、執行役員及び管理者である従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である「指名・報酬委員会」（以下、「同委員会」という。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、同委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- ロ 業績連動報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（金銭報酬）は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、事業年度終了後に全社および個人別の業績評価に応じて、年1回、4月に支払われるものとする。

- ハ 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式とし、支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年額80百万円以内で、月額基本報酬（金銭によるものに限る。）から手当に該当する部分を控除した金額の10%相当額に、当社取締役会において都度決定される役位係数を乗じて算出される金額とし、金銭報酬債権の額は1年単位で算出するものとする。また、株式の割当の時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

- ニ 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、同委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、非金銭報酬を10%とする。

- ホ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長石川純生がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断したことによるものである。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に則り、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	75 (-)	65 (-)	4 (-)	5 (-)	2 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10 (10)	10 (10)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	86 (10)	76 (10)	4 (-)	5 (-)	5 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、2名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（監査等委員を除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、2名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）平林尚人氏は、あかつき総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社レジャラス監査役及びD×O株式会社社外監査役であります。当社はあかつき総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。また、株式会社レジャラス及びD×O株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）中山英志氏は、中山英志公認会計士事務所代表及び株式会社MAYA TECHNOLOGIES社外監査役であります。中山英志公認会計士事務所及び株式会社MAYA TECHNOLOGIESと当社との間には特別な関係はありません。また、同氏は、当社

の連結子会社である株式会社S I Gの監査役でもあります。なお、当事業年度において、当該子会社から受けた報酬等の総額は1百万円であります。

- ・ 社外取締役（監査等委員）青木喜彦氏は、あいわ税理士法人の税理士であります。当社はあいわ税理士法人と税務顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 平 林 尚 人	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンプライアンス、ガバナンス及びリスク管理等に関し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員長として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中 山 英 志	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計・財務等の分野に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員として、当事業年度に開催された同委員会5回の全てに出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 青 木 喜 彦	当事業年度に開催された取締役会16回、及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計・財務等の分野に関し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ○A G 監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款への適合を確保するための体制

当社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発信することにより、周知徹底を図っております。

当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室にて再発防止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項につい

では、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告するものといたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

長期ビジョン並びに3か年事業計画等により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化すると共に、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌及び指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図り、その職務執行状況を適宜取締役会に報告しております。

⑤ 会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対して、会社の「コンプライアンス基本方針・S I Gグループ行動憲章」等に準じた遵法体制、リスク管理体制及びその他の業務の適正を確保するための体制整備に関して、指導及び支援を行っております。

当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の経営上の重要事項について、会社の事前承認事項とするとともに、子会社の経営状況を把握するため定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、必要に応じて対策等を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努めております。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、会社の「リスク管理規程」を含む主な規程を子会社に準用させることにより、子会社のリスク管理体制等の強化・充実に努めております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の監査部門や管理部門等と連携し、子会社の業務の適正性に関する監査等を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものといたします。

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものといたします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものいたします。
監査等委員は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報制度規程」に基づき、通報者が通報したことに关していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、監査法人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものいたします。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に出席すると共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。
監査等委員会は監査法人及び内部監査室と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視しております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持及び改善等を行うものいたします。
当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- ⑫ 反社会的勢力への対応
当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、運用しております。
反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。そのうえで、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査等委員会監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議等に参加し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当該基本方針及び買収への対抗措置については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保資金を確保したうえで、株主資本配当率（DOE）6%を目安として、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、当社は、剰余金の配当を行う場合には、中間配当（9月30日基準日）及び期末配当（3月31日基準日）の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり29円の配当（うち中間配当14円）を実施することといたしました。この結果、当事業年度の株主資本配当率は6.3%となりました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業発展のための資金に充当する所存であります。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,018,133	流動負債	1,860,337
現金及び預金	2,470,820	買掛金	366,013
売掛金	1,348,177	短期借入金	300,000
契約資産	106,595	1年内返済予定の長期借入金	171,432
商品	3,177	リース債務	1,364
仕掛品	2,960	未払法人税等	183,938
その他	86,402	契約負債	57,570
固定資産	2,011,331	賞与引当金	203,380
有形固定資産	155,375	役員賞与引当金	4,500
建物及び構築物	116,345	株主優待引当金	12,429
工具、器具及び備品	177,858	その他の他	559,708
リース資産	19,548	固定負債	1,357,286
減価償却累計額	△158,377	長期借入金	964,272
無形固定資産	871,581	リース債務	456
のれん	848,826	退職給付に係る負債	358,564
ソフトウェア	19,981	その他の他	33,993
その他	2,774	負債合計	3,217,623
投資その他の資産	984,373	(純資産の部)	
投資有価証券	251,519	株主資本	2,799,701
繰延税金資産	305,200	資本金	508,374
その他	427,654	資本剰余金	373,136
資産合計	6,029,464	利益剰余金	2,050,585
		自己株式	△132,395
		その他の包括利益累計額	12,140
		退職給付に係る調整累計額	12,140
		純資産合計	2,811,841
		負債純資産合計	6,029,464

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,877,294
売上原価	8,479,254
売上総利益	2,398,039
販売費及び一般管理費	1,646,515
営業利益	751,524
営業外収益	
受取利息及び配当金	5,825
助成金収入	21,694
保険解約返戻金	5,216
受取保険金	12,296
保険契約変更差益	5,435
その他	1,600
営業外費用	
支払利息	20,929
支払手数料	2,303
その他	3,284
経常利益	777,076
税金等調整前当期純利益	777,076
法人税、住民税及び事業税	303,913
法人税等調整額	△9,182
当期純利益	482,345
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	482,345

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,052,549	流動負債	612,444
現金及び預金	947,722	買掛金	1,705
売掛金	2,035	短期借入金	300,000
前払費用	18,825	1年内返済予定の長期借入金	171,432
その他	83,965	リース債務	1,364
		未払金	45,009
		未払費用	17,849
		未払法人税等	19,145
固定資産	2,994,659	預り金	6,307
有形固定資産	40,801	賞与引当金	13,679
建物附属設備	35,587	役員賞与引当金	4,500
工具、器具及び備品	74,812	株主優待引当金	12,429
リース資産	9,254	その他	19,022
減価償却累計額	△78,853	固定負債	974,135
無形固定資産	17,142	長期借入金	964,272
ソフトウェア	14,903	リース債務	456
その他	2,238	退職給付引当金	9,407
投資その他の資産	2,936,716	負債合計	1,586,580
関係会社株式	2,446,448	(純資産の部)	
投資有価証券	242,672	株主資本	2,460,628
繰延税金資産	149,411	資本金	508,374
敷金	94,584	資本剰余金	373,136
その他	3,600	資本準備金	369,328
資産合計	4,047,208	その他資本剰余金	3,808
		利益剰余金	1,711,512
		その他利益剰余金	1,711,512
		繰越利益剰余金	1,711,512
		自己株式	△132,395
		純資産合計	2,460,628
		負債純資産合計	4,047,208

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	851,469
売 上 原 価	11,852
売 上 総 利 益	839,617
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	739,963
営 業 利 益	99,653
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,987
受 取 配 当 金	406,210
そ の 他	273
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	20,929
支 払 手 数 料	2,303
そ の 他	598
経 常 利 益	484,292
税 引 前 当 期 純 利 益	484,292
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,218
法 人 税 等 調 整 額	3,095
当 期 純 利 益	465,978

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社S I Gグループ
取締役会 御中

〇AG監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	今 井 基 喜
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中 荘 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	水 村 諭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S I Gグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S I Gグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社S I Gグループ
取締役会 御中

〇AG監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	今 井 基 喜
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中 荘 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	水 村 諭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S I Gグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社SIGグループ 監査等委員会

監査等委員 平 林 尚 人 ㊞

監査等委員 中 山 英 志 ㊞

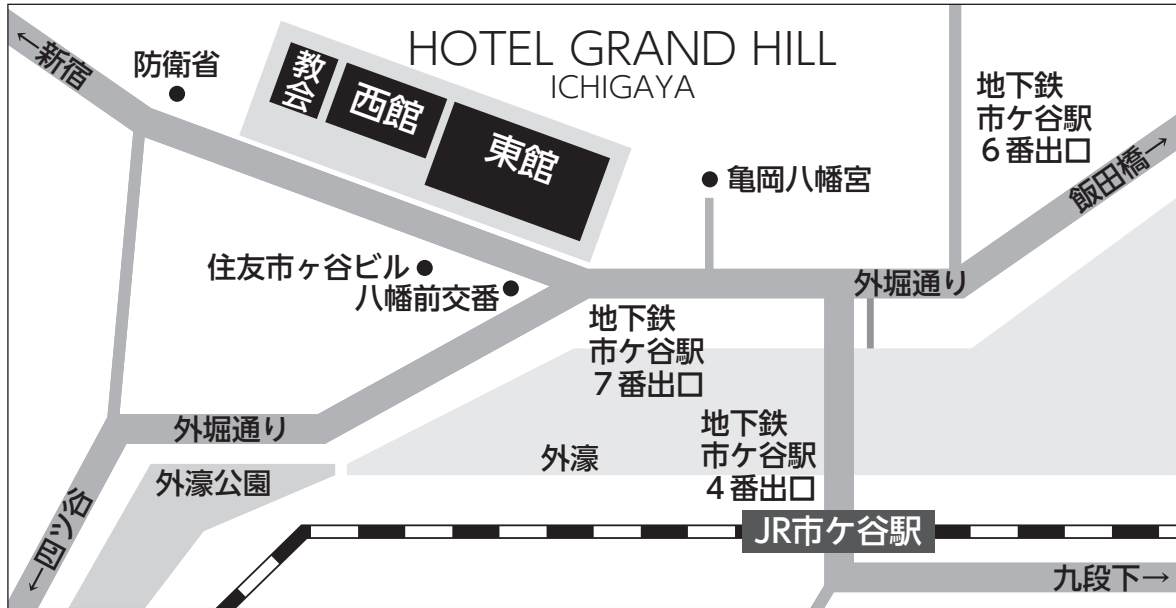
監査等委員 青 木 喜 彦 ㊞

(注) 監査等委員平林尚人、中山英志及び青木喜彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東
東京都新宿区市谷本村町4番1号
TEL 03-3268-0111



交通	JR中央・総武線	「市ヶ谷駅」	徒歩5分
	都営新宿線	「市ヶ谷駅」	4番出口より徒歩5分
	東京メトロ有楽町線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分
	東京メトロ南北線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分